

塗 装 仕 様 書

仕 様：国土交通省公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)

適 用：ウレタン樹脂ワニス塗り(UC) 7.11.2

適用範囲：木部 表 7.11.1

工 程	種 別		塗 料 そ の 他		塗 付 け 量 (kg/m ²)	
	A種	B種	規格番号	規 格 名 称	1液形	2液形
下地調整	○		7.2.2による。		—	—
1 着色 ^{(注)3}	○	○	—	油性顔料着色剤又は 溶剤形顔料着色剤 ^{(注)4}	—	—
2 下塗り	○	○	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06
3 研磨紙ずり	○	○	研磨紙 P240～320		—	—
4 中塗り	○	—	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06
5 研磨紙ずり	○	—	研磨紙 P240～320		—	—
6 上塗り	○	○	JASS 18 M-301	1液形油変性ポリウレタンワニス	0.05	—
			JASS 18 M-502	2液形ポリウレタンワニス	—	0.06

(注) 1. 下地調整の種別は、塗料その他の欄による。

2. JASS 18 M-301 及び M-502 は、日本建築学会材料規格である。

3. 工程1の着色の適用は、特記による。

4. 工程1の着色に用いる塗料は、1液形油変性ポリウレタンワニスの場合は油性顔料着色剤(ピグメントステイン JASS18M-306)とし、2液形ポリウレタンワニスの場合は溶剤形顔料着色剤とする。

5. 新規に塗装する場合は、下地調整に代えて、素地ごしらえを 7.3.2 により行う。

ウレタン樹脂ワニス塗りは表 7.11.1 により、種別は特記による。特記がなければ、B種とする。